

⚠ 必ずご確認ください

3 保険契約者(会員)および被保険者(加入者)の資格について

当法人の保険契約者は中小企業である法人または個人事業主となります。被保険者はその事業所の事業に従事する方となります。

経営または就業の実態がない方のケガについては、補償の対象とはなりません。また、今回のケガによって180日以上長期にわたって休業した場合には、資格がなくなり次回以降のケガについては補償の対象外となることがあります。

保険金請求の前に、必ず資格の有無についてご確認ください。

資格を喪失されているか、その可能性が高いケースの一例

- 事業を廃止した
- 事業を営んでいることを客観的に証明できない
- 退職または転職した
- 経営または就業の実態がない
- 後継者に仕事を譲った等で、実質的に経営または就業をしていない
- 個人事業主が他の事業所に勤めている
- 個人事業所の家族従業員が他の事業所に勤めている
- 要介護認定を受けている
- 病気やケガで、180日以上、仕事をしていない